

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）            第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。            「一〇十一 略」</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株</p>	<p>（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）            第九条の三 「同上」</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株</p>

式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

引  
「イ」ト 略

〔三十三〕三十三 略

三十四 合併、株式交換、株式移転又は株式交付（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社（株式交付を決定した会社が当該株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社を含む。）の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社（株式交付にあつては、当該株式会社又は当該株式交付を決定した会社）の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

〔三十五〕三十六 略

〔2・3 略〕

式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」ト 同上

〔三十三〕三十三 同上

三十四 合併、株式交換又は株式移転（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

〔三十五〕三十六 同上

〔2・3 同上〕

(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四十九条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

「一〇五 略」

五の二 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 株式交付子会社(会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社(特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交付子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社(特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団)の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

六 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 略」

七 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 略」

八 法第百六十六条第二項第一号ワに掲げる事項 次に掲げるもの

(上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第四十九条 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 同上」

七 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

「イ・ロ 同上」

八 法第百六十六条第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもの

のいずれかに該当すること。

〔イ〜ハ 略〕

九 法第百六十六条第二項第一号ヨに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔十〜十四 略〕

2

〔略〕

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第五号に掲げる事項に係るもの（次項に規定する場合を除く。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一・二 略〕

二の二 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げる

のいずれかに該当すること。

〔イ〜ハ 同上〕

九 法第百六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔十〜十四 同上〕

2

〔同上〕

（子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

もののいずれかに該当すること。

イ 株式交付による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交付による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

四 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 解散（合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。）による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当

三 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

四 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 解散（合併による解散を除く。以下この号及び次項第五号の二において同じ。）による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当

該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第百六十六条第二項第五号キに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〇十二 略〕

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一・二 略〕

二の二 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げる

該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該企業集団の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集団の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〇十二 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

もののいずれかに該当すること。

イ 株式交付による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交付による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

四 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 略〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると

三 法第百六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

四 法第百六十六条第二項第五号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五 法第百六十六条第二項第五号ホに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

〔イ・ロ 同上〕

五の二 法第百六十六条第二項第五号ヘに掲げる事項 解散による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると

見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第百六十六条第二項第五号チに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〕十二 略

(上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の五 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十二号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

〔一・二 略〕

見込まれ、かつ、当該解散の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該解散による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 法第百六十六条第二項第五号トに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

〔七〕十二 同上

(上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準)

第五十五条の五 〔同上〕

〔一・二 同上〕



<p>二の二 法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項 主要株主の異動が見込まれる株式交付以外の株式交付</p> <p>三 法第百六十六条第二項第十二号へに掲げる事項 吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併</p> <p>〔四〇八 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（規制対象となる社債券に係る売買等）</p> <p>第五十八条 法第百六十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知つて売買等をする場合とする。</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>三 法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項 吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併</p> <p>〔四〇八 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>（規制対象となる社債券に係る売買等）</p> <p>第五十八条 法第百六十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るものを知つて売買等をする場合とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	